

1. 判定制度の概要

(1) 判定とは

判定とは、特許発明や登録実用新案の技術的範囲、登録意匠やこれに類似する意匠の範囲、商標権の効力の範囲について、特許庁が、判定対象の権利侵害の可能性について、中立・公平な立場から判断を示す制度です（審判便覧 58-00）。

判定の特徴として、

- ・ 中立・公平な立場からの判断であること
- ・ すばやく結論が出されること（最短で3ヶ月）
- ・ 費用が安価であること（特許庁への判定請求料は1件4万円）
- ・ 審判手続と同様の簡単な手続であること
- ・ 法的拘束力のない行政サービスの一種であること

が挙げられます。